

会 費 規 程

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人日本配電制御システム工業会中部支部運営規則第7条の定めに基づき、支部会費について必要な事項を定める。

（支部入会金）

第2条 支部正会員及び支部賛助会員は、次の入会金を納入しなければならない。

支部正会員 50,000円

支部賛助会員 50,000円

（支部入会金の納期）

第3条 支部入会金は、入会申込時に納付しなければならない。

（支部会費）

第4条 支部正会員及び支部賛助会員は、支部会費を納入しなければならない。その金額は、毎年の支部総会で定めるものとする。

（支部会費の納入及び納期）

第5条 第4条に定める会費は、それぞれ4分割し、会計年度の四半期毎に納入しなければならない。ただし、支部会員は、納期の変更について申し出ることができるものとし、1年分をまとめて年度初めに納付することを希望する場合は、振込手数料を差し引くことができる。

（中途入会の支部会費及び納期）

第6条 事業年度の途中で入会した支部会員の当該事業年度の支部会費は、月割り計算による。

（支部会費の無返還）

7条 既納の支部入会金及び支部会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

（規程の改廃）

第8条 この規程の改廃は、支部総会で行い本部会長に報告しなければならない。

附則

1. この規程は、一般社団法人への移行日（平成25年4月1日）から施行する。

会費額一覧表

平成25年5月13日承認

1. 正会員会費

級別	配電盤関係従業員数	配電盤等の年間売上高	会費月額	会費年額
A	10名以下	2億円以下	8,000円	96,000円
B	11名～25名	2億円超4億円以下	13,000円	156,000円
C	26名～50名	4億円超7億円以下	18,000円	216,000円
D	51名～80名	7億円10億円以下	25,500円	306,000円
E	81名～130名	10億円超15億円以下	33,000円	396,000円
F	131名～180名	15億円超25億円以下	43,000円	516,000円
G	181名～230名	25億円超35億円以下	53,000円	636,000円
H	231名～299名	35億円超50億円以下	65,500円	786,000円
I	300名以上	50億円超	78,000円	936,000円

配電盤関係の従業員数と配電盤等の年間売上高は支部の管轄地区内のものとし、従業員数または売上高による判定が異なる場合は、低い方の級とみなす。ただし、2段階以上異なる場合は、低い方の1つ上の級とする。

東海配電盤工業協同組合に加入している正会員が負担する支部会費は次の通りとする。

級別	配電盤関係従業員数	配電盤等の年間売上高	会費月額	会費年額
K A	10名以下	2億円以下	5,000円	60,000円
K B	11名～25名	2億円超4億円以下	8,000円	96,000円
K C	26名～50名	4億円超7億円以下	13,000円	156,000円
K D	51名～80名	7億円10億円以下	18,000円	216,000円
K E	81名～130名	10億円超15億円以下	25,500円	306,000円
K F	131名～180名	15億円超25億円以下	33,000円	396,000円
K G	181名～230名	25億円超35億円以下	43,000円	516,000円
K H	231名～299名	35億円超50億円以下	53,000円	636,000円
K I	300名以上	50億円超	65,500円	786,000円

2. 賛助会員会費

種別	摘 要	会費月額	会費年額
1種	3種～5種適用以外の企業(1部上場)	30,000円	360,000円
2種	”(その他)	25,000円	300,000円
3種	従業員数50名以上の中小企業又は従業員数10名未満の1種・2種の出先事務所	15,000円	180,000円
4種	従業員数10名以上50名未満の中小企業又は従業員数50名以上の3種の出先事務所	8,000円	96,000円
5種	従業員数10名未満の中小企業又は支部の所管地域内に出先事務所を持たない1種～4種の企業	5,000円	60,000円